

## 名古屋市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、名古屋市立大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備する。

### (研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等へ開示を行うものとする。

### (研究インテグリティ・マネジメント)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）には、本学の手続のうち、研究の国際化やオープン化により新たに生じるリスクに対応するための諸手続を含むものとする。

### (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、研究を担当する理事をもって充てる。

### (研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第7条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第8条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議

に関する事項

- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項  
(組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- (2) 国際を担当する理事又は副学長
- (3) 事務局長
- (4) その他学長又は委員長が必要と認めた者 若干名  
(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第13条 委員会は、研究インテグリティを脅かす重大な事象が発生したと判断した場合は、学長に報告する。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(相談窓口)

第15条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置き、相談等を受け付けた場合は、必要に応じて委員会に報告する。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、研究推進課の職員をもって充てる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。